

議案第97号

財産の取得について議決を求める件

財産の取得について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和2年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 I P R形移動用無線機 186個  
I P R形オートバイ用無線機 4個
- 2 取 得 金 額 147,611,420円
- 3 取 得 の 相 手 方 福岡市中央区天神二丁目12番1号  
三菱電機株式会社九州支社

(提案理由)

警察移動無線通信システムに係る機器を更新しようとするものである。